

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	寺田 幸汰
登録番号	鳥取 209
登録の有効期限	令和12年5月19日
営業所の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町赤碕695
遊漁船の名称	第三廣栄丸
遊漁船業務 主任者氏名	寺田 幸汰
損害賠償措置の 保険期間	令和7年6月1日～令和8年5月31日